

委託業務処理要領(案)

1 業務名

枝幸警察署庁舎敷地除雪業務

2 使用機械

本業務に使用する機械は一切契約の相手方の負担とし、原則として次の基準によるものとする。

- 除雪ドーザ
(ホイール型・スノーバケット付 0.8m³以上)
- ダンプトラック (積載3t以上)

3 稼働見込時間

除雪機械等の名称	規 格	稼働見込時間
除雪ドーザ	ホイール型・スノーバケット付 0.8m ³ 以上	45時間
ダンプトラック	積載3t以上	31時間

4 除雪の範囲

別図で示す区域とする。

5 除雪時間及び方法

- (1) 除雪作業はおおむね15センチメートル以上の降雪があった場合に実施し、原則として午前8時00分までに処理するものとする。
- (2) 雪の堆積場所は指定された場所とし、雪を一気に押して行くとフェンスが損傷するおそれがあるので雪を堆積する際は十分注意すること。
- (3) 細部にわたる除雪及び排雪等については、業務担当員と協議の上、処理するものとする。

6 堆積及び排雪場所

除雪した雪は、敷地内の指定場所に堆積させ、雪の堆積量が多量となって、置き場所がなくなり、排雪が必要と判断したときは、業務担当員と協議し、枝幸町が指定した雪捨て場へ運搬し投棄すること。

7 業務実績の報告

- (1) 除雪作業日報
契約の相手方は、業務終了後、その都度、別紙1「除雪作業日報」を2部作成し、枝幸警察署庁舎勤務職員の確認を受け、その1部を確認者に提出するものとする。
- (2) 実績報告書
契約の相手方は、1ヶ月間の作業実績について翌月速やかに、別紙2「実績報告書」を作成し別紙1「除雪作業日報」を添えて業務担当員に提出するものとする。

8 その他

業務処理に当たっては業務担当員と十分に打合せを行い、警察業務に支障を与えないよう下記の事項について十分留意すること。

- (1) 業務処理に際しては、通行人等にも十分注意を払い怪我等させないように気をつけること。
また、運転手の労災事故の防止に努めること。
- (2) 除雪機械の運転に当たっては、十分注意し、庁舎、工作物、車両等に損害を与えないこと。
なお、万一損傷を与えた場合は、確実に復旧すること。